

令和5年度

柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（事業者向け）交付要綱

EV輸送車両等の導入

申請手引き

受付期間：令和5年6月1日～令和6年2月29日

※事業着手前の申請が必要です。

受付窓口 柏市環境部 環境政策課（本庁舎4階）

目次

1	補助対象者	3
2	補助対象車両	3
3	補助対象事業	5
4	補助額	5
5	申請受付期間等	6
6	リースによる導入	6
7	申請書類	7
8	実績報告書類	10
9	補助金の請求	11
10	申請から補助金交付までの流れ	12
11	ステッカーの貼付	13

1 補助対象者

(1) 共通の要件

- ・市内に事務所又は事業所を有している法人又は個人
- ・本市の市税を滞納していないこと。
- ・補助対象車両の導入について契約し，費用の負担及び設備の所有をするもの （リース等により所有者がリース事業者等である場合も含みます。）
- ・過去に，補助対象車両の導入をする者が柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（事業者向け）のうち，EV輸送車両等の導入の補助を受けていないこと。

(2) EV配達トラック・EV配達バイク

- ・他人の需要に応じ，有償で，貨物を運送する事業を行っていること。
- ・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に基づく許可又は届出が必要な場合にあっては，当該許可を受け，又は届出を行っていること。

※補助事業によるEV配達トラック・EV配達バイクは，主に柏市内での配達に使用する必要があります。詳細は，申請書類の配達事業の概要書の部分を確認してください。

2 補助対象車両

※対象事業の要件を満たす必要があります。

(1) EV配達トラック

- ・電気自動車であること
- ・環境省が行う令和4年度以後の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）の補助対象車両のうち環境配慮型先進トラックに該当するもの

又は環境省が行う令和5年度以後の脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））のトラック（電気自動車）導入事業若しくはバン（電気自動車）導入事業の導入対象車両に該当するものであること。

（参考）令和4年度環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業

https://ataj.or.jp/efv-f_truckbus_r4/

（参考）令和5年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

https://www.levo.or.jp/fukyu/evhojo/2023/ev_index.html

(2) EV配達バイク

・電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両であって、次のいずれかに該当するもの

①側車付二輪自動車

②原動機付自転車（※原動機付自転車は四輪も対象となります。）

③軽自動車に該当する二輪自動車

・令和4年度以後に一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両に該当するものであること

（参考）令和4年度補正 CEV 補助金

<https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>

(3) EVバス

・電気自動車であること。

・環境省が行う令和4年度以後の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）の補助対象車両のうち環境配慮型先進バスに該当するものであること。

（参考）令和4年度環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業

https://ataj.or.jp/efv-f_truckbus_r4/

※電気自動車

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」

と記載されているものをいいます。

プラグインハイブリッド自動車は対象外です。

3 補助対象事業

(1) 共通の要件

- ・ 交付決定日以後に事業に着手（契約）するものであること。
- ・ 令和6年3月29日までに補助対象車両の導入があること。
- ・ 自動車検査証又は標識交付証明書の使用の本拠の位置又は定置場が、柏市内の住所であること。
- ・ 新車として新たに購入するもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

(2) EV配達トラック・EV配達バイク

- ・ 当該車両による主な配達予定エリアが柏市内であること。

4 補助額

区分	対象経費・補助率	補助上限額	台数上限
EV配達トラック (バン以外)	車両の購入費の 2分の1	30万円	1台
EV配達トラック (バン)		10万円／台	3台
EV配達バイク		8万円／台	—
EVバス		30万円	1台

【注意事項】

- ・ 交付申請額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ・ 購入費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象外です。
- ・ 国その他の団体からの補助金を充当する場合は、当該補助金の

額を購入費の額から控除します。

- ・オプションなどの附属設備に係る費用は、補助対象外です。
- ・EV配達トラック（バン）とは、環境省が行う令和5年度以後の脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））のバン（電気自動車）導入事業の導入対象車両に該当するものをいいます。

5 申請受付期間等

(1) 受付期間

- ・令和5年6月1日から令和6年2月29日まで
受付窓口 環境政策課（本庁舎4階）
- ・受付は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・予算の上限に達した時点で受付を終了します。

(2) 申請受付

- ・車両の購入契約の前に申請してください。
- ・郵送，メール又は窓口で提出してください。
※郵送の場合は，郵送記録の残る形でお送りください。
※メールは，1メール当たり5MB以下の容量としてください。
また，申請書データはPDF形式で提出してください。
- ・申請内容の確認を行うことがありますので，書類の控えを保管しておいてください。
- ・申請書類が全て揃った方から補助金の審査を開始します。

6 リースによる導入

補助対象車両の導入をリース契約で行う場合は，導入者とリース事業者が共同で申請してください。

(1) 要件

- ・ 補助対象車両の導入をする者とリース事業者が共同で補助事業を行うものであること。
- ・ リース事業者は、補助対象車両の導入をする者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものであること。

※補助金相当分は必ず月額料金から減額する必要があります。

例：リース期間5年，補助金額30万円の場合，毎月のリース料金から5,000円の割引を行う必要があります。（最初の数か月のみリース料金を無料にする，30万円を別途キャッシュバックするといった取扱いは認められません。）

- ・ リース期間が「柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（事業者向け）交付要綱」第9条第1項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること又はリース期間終了後に導入者が補助対象車両を購入する契約となっていること。

(2) 交付決定通知

交付決定通知はリース事業者にのみ送付します。リース先（導入者）へは通知しませんので予めご了承ください。

7 申請書類

(1) 共通

- ・ 様式に手書きで記入する際は，黒のボールペンで記入してください。
- ・ 消せるボールペンは使用しないでください。
- ・ 修正液や修正テープは使用しないでください。

(2) 交付申請書

- ・ 様式を使用してください。リース導入の場合はリース導入者用の交付申請書を使用してください。
- ・ 交付申請書を書き損じた場合は，新しく書き直してください。

- ・ E V 配達トラック（バン）、E V 配達バイクを複数導入する場合や、異なる種類の車両（E V 配達トラックとE V 配達バイク等）を複数導入する場合は、経費や交付申請額等の金額はまとめて記入してください。

(3) 対象事業の概要

- ・ 様式を使用してください。
- ・ 複数導入している場合は、1台分ずつ作成してください。

(4) 対象事業の経費の内訳が記載された見積書等の写し

- ・ 経費の分かる見積書等の写しを提出してください。

(5) 補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

- ・ カタログ、仕様書等により、車名、型式等が確認できる書類を提出してください。
- ・ 該当するページのみを提出し、該当箇所にマーカー等をしてください。

(6) 登記事項証明書（法人の場合）

- ・ 1か月以内に取得したものを提出してください。

(7) 本市の市税の納税証明書又は非課税証明書

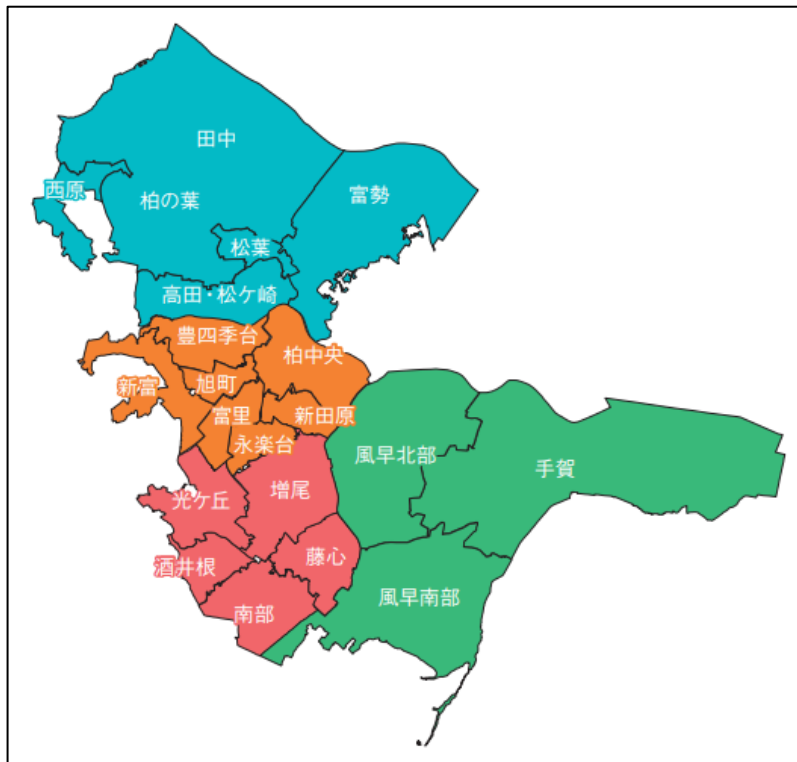
- ・ 1か月以内に取得したものを提出してください。
- ・ 本市による確認に同意する場合は提出不要です。

(8) 配達事業の概要書【E V 配達トラック・E V 配達バイクのみ】

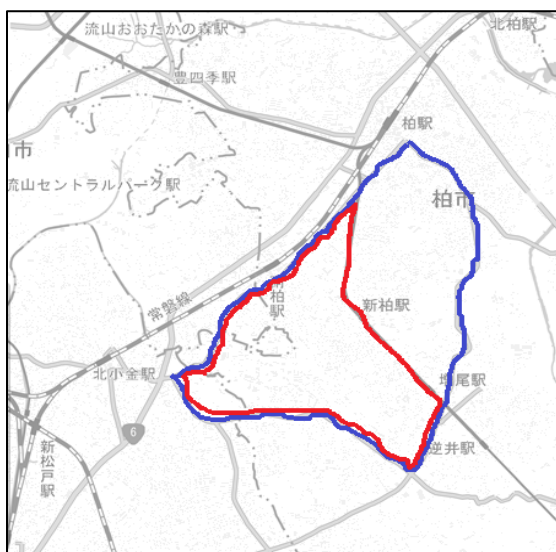
- ・ 様式を使用してください。
- ・ 柏市における配達（予定）エリア名は、以下のコミュニティエリア名を使用してください。

地域区分	コミュニティエリア名
北部	田中， 柏の葉， 西原， 高田・松ヶ崎， 富勢， 松葉
中央	豊四季台， 柏中央， 新富， 旭町， 新田原， 富里， 永楽台， 富勢（北柏駅・戸張周辺）
南部	増尾， 光ヶ丘， 藤心， 南部， 酒井根
東部	手賀， 風早南部， 風早北部

(参考) コミュニティエリアの対応図



・ 配達エリアの図については，以下のような記載をしてください。



青線：事業所の配達エリア
 赤線：EV配達トラック又はEV配達バイクによる配達予定エリア

(出典：国土地理院ウェブサイト)
<https://www.gsi.go.jp/top.html>
 地理院地図を加工して作成

(9) 必要な許可を受け、又は届出をしていることを証する書類

【EV配達トラック・EV配達バイクのみ】

- ・ 貨物自動車運送事業法等の許可等がある場合は、それを証する書類を提出してください。
- ・ 許可等が不要な事業である場合は、様式を使用してその旨を説明してください。

8 実績報告書類

(1) 共通

- ・ 対象事業の終了後30日以内又は令和6年3月29日のいずれか早い日までに提出してください。
- ・ 様式に手書きで記入する際は、黒のボールペンで記入してください。
- ・ 消せるボールペンは使用しないでください。
- ・ 修正液や修正テープは使用しないでください。

(2) 実績報告書

- ・ 様式を使用してください。リース導入の場合はリース導入者用の実績報告書を使用してください。
- ・ 実績報告書を書き損じた場合は、新しく書き直してください。

(3) 対象事業の概要

- ・ 様式を使用してください。

(4) 対象事業に係る契約書の写し ※リースの場合を除く。

- ・ 契約書がある場合は提出してください。契約書がない場合は提出不要です。

(5) リースによる導入の場合は、以下の書類

- ・ リース事業者が購入する補助対象車両の購入費が確認できる書類

- ・リース契約書の写し
- ・貸与料金の算定根拠明細書（様式を使用）
- ・リース事業者の登記事項証明書

(6) 対象事業の経費の支払いを証する書類・内訳書の写し ※
リースの場合を除く。

- ・領収書等の写しを提出してください。

(7) 補助対象設備等の設置又は導入の状況が確認できる写真

- ・補助対象車両の保管場所（車庫・駐車場等）において、車両の全体及びナンバープレートを撮影してください。
- ・一枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。

(8) 自動車検査証又は標識交付証明書の写し

- ・自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項のコピーを提出してください。

9 補助金の請求

補助金等確定通知書の受領後30日以内又は令和6年4月5日のいずれか早い日までに交付請求書を作成し、環境政策課に郵送、メール又は窓口で提出してください。なお、郵送の場合は、郵送記録の残る形でお送りください。

リース導入の場合は、リース事業者が交付請求書を提出します。

【交付請求書作成上の注意事項】

- ・振込先は、法人の場合は法人名義の口座に、個人事業主の場合は申請者の口座に限ります。
- ・振込の確認については、通帳の記帳によりご確認ください。
- ・交付請求書を書き損じた場合は、新しく書き直してください。

＜書き損じ例＞

なぞり書き，修正テープ・修正液等の使用，ボールペンや印鑑のインク等で汚損したもの等

※メールでの提出の場合は、以下により行ってください。

- ・提出先（環境政策課）：info-knky@city.kashiwa.chiba.jp
- ・件名：ゼロカーボンシティ促進総合補助金交付請求書の提出について
- ・添付ファイルはPDF形式とし、鮮明に読み取れるものに限ります。提出後は、必ず環境政策課の補助金担当者に受信確認の連絡をしてください。
- ・メールでの提出の場合、押印不要です。電話番号を必ず記入してください。

10 申請から補助金交付までの流れ

- (1) 交付申請書類を環境政策課へ郵送，メール又は窓口で提出してください。
- (2) 環境政策課で書類審査を行い、「交付決定通知」をご住所へ郵送します。（申請受付日から3週間程度）
※補助金の不交付が決定した場合は、「不交付決定通知」を郵送します。
- (3) 事業に着手していただき、事業終了後30日以内又は令和6年3月29日のいずれか早い日までに実績報告書類を提出してください。
- (4) 環境政策課で書類審査を行い、「補助金確定通知」をご住所へ郵送します。（報告受付日から3週間程度）
- (5) 「補助金確定通知」の受領後30日以内又は令和6年4月5日のいずれか早い日までに「交付請求書」を環境政策課へ郵送，メール又は窓口で提出してください（。
- (6) ご指定の口座へ補助金が振り込まれます。（交付請求書受領日から3週間程度）

1 1 ステッカーの貼付

補助金申請者に対し，別途，ステッカーの貼付を依頼しますので，後日，補助対象車両の外部から見やすい箇所（車両後部等）にステッカーを貼付の上，写真を提出してください。また写真は市のホームページ等に掲載する可能性がありますので，予めご了承ください。

【ステッカーイメージ（3色のうちから選択）】



お問い合わせ先

柏市役所 環境部 環境政策課

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 本庁舎4階

TEL：04-7167-1695

URL：<http://www.city.kashiwa.lg.jp/ecosite/>

令和5年9月28日更新